

第2回三条市教育基本方針等検討委員会会議録

- 1 開会宣言 平成26年8月22日（金）午後1時30分
- 2 場 所 三条市役所栄庁舎 201 会議室
- 3 出席者 雲尾委員長、志賀委員長職務代理委員、藤田委員、飯田委員、遠藤委員、阿部委員、山崎委員、白鳥委員、久保委員、細川委員、廣川委員、石黒委員、住吉委員
- 4 欠席者 平澤委員、鈴木委員、長岡委員
- 5 説明のための出席者
池浦教育部長、笹川教育総務課長、樋山小中一貫教育推進課長、前澤教育センター長、清水教育総務課長補佐、高橋小中一貫教育推進課指導主事、大谷教育総務課庶務係長
- 6 傍聴人 2人
- 7 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) 開会あいさつ（教育部長）
 - (3) 議事
ア 三条市いじめ防止基本方針の策定について
 - (4) 閉会
- 8 審議の経過及び結果
 - (1) 開会
(笹川教育総務課長)

皆さん、お疲れさまでございます。定刻を大分過ぎまして大変申し訳ございません。本日はお忙しいところ、御出席いただきまして誠にありがとうございます。ただ今から第2回教育基本方針等検討委員会を開催させていただきます。

本日でございますが、平澤委員、鈴木委員、長岡委員が欠席という御連絡がありました。また、白鳥委員につきましては、ほかの会議と重なりましたので若干遅れて参集するという御連絡をいただいておりますので、よろしく願い申し上げます。また、本日の資料の送付が大変遅くなり、誠に申し訳ございませんでした。その上で、また、お詫びをさせていただきます。お送りさせていただいた資料ナンバー1の表紙が、若干印刷がずれて見にくくなっておりますので、本日改めてお手元の方に配布させていただきました。重ね重ね、大変申し訳ございませんでした。

それでは開会にあたりまして、池浦教育部長からあいさつを申し上げますので、よろしくお願いいたします。

(2) 開会あいさつ（教育部長）

（池浦教育部長）

皆さん、改めましてこんにちは。本来であれば教育長があいさつするところですが、今日は急遽ほかの公務がありまして、どうしてもそちらに行かなければならないということで、私の方から一言、開会のあいさつをさせていただければと思います。

まず、今日は、夜、雨が降るという予報を聞いておりますけれども、今現在すごく暑くて、その暑いところ、またお忙しい中、第2回教育基本方針等検討委員会に御参加をいただきまして、本当にありがとうございます。前回6月5日に第1回の会議を開催させていただきまして、そこで、この委員会の所掌事務について簡単に御説明をさせていただく中で、今後のスケジュール、それから大きな役割を持っている方向感について御説明をさせていただいて御意見を賜ったところでございます。その時に申し上げたんですけれども、ここでは教育基本方針、これについて御議論いただくとともに、いじめ防止対策推進法の施行に伴います三条市で取り組むべき事項、これについてもこの委員会で御議論いただきたいというお願いをしているところでございます。

前回の会議におきましては、この第2回目の会議で本格的に御議論をいただくという中で、教育基本方針といじめ防止対策方針につきまして骨子案を今日お示ししたいということで御連絡をさせていただいたところですが、実は今日、お手元の資料を御覧になっておわかりのとおり、教育基本方針についてはお渡しができなかったものでございます。お詫びをしなければならないところでございますけれども、会議の中でも若干触れましたが、現在三条市では、来年度から8年間の総合計画を策定しております。その中の教育施策の部分と、これから御検討いただく教育基本方針の部分との整合性をとっていかなければならないということがございます。実はその総合計画の策定が予定よりも大幅に遅れているため、そのところが少し見えていないという中で、今回はその部分についてはお示しできなかったところでございますので、お詫びを申し上げます。

今日はもう一点ございます。いじめ対策防止法案、これについて各委員の皆様から高い御知見の中で御指摘等いただければなということをお願い申し上げたいと思います。どうぞ本日もよろしくお願ひ申し上げます。

（笹川教育総務課長）

それではこれより、進行の方は雲尾委員長からお願い申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

(3) 議事

ア 三条市いじめ防止基本方針の策定について

(雲尾委員長)

それでは、議事に入らせていただきます。

「(1) 三条市いじめ防止基本方針の策定について」ですが、進め方につきましては、最初に1ページ目の「第1回検討委員会での確認事項」と2ページの「いじめ防止基本方針(骨子案)の内容検討について」の御説明をいただき、御質問等をお受けした後、2ページの骨子の中の協議事項と書いてあります第2章と第4章について、それぞれ、説明、質疑という形で進めさせていただきたいと思います。

それでは、資料ナンバー1の1ページと2ページについて事務局から説明をお願いします。

・「第1回検討委員会での確認事項」と2ページの「いじめ防止基本方針(骨子案)の内容検討について」

樋山小中一貫教育推進課長が説明

(雲尾委員長)

ただ今の説明にありました「第1回検討委員会での確認事項」と「いじめ防止基本方針(骨子案)の内容検討について」に関しまして、御発言がありましたらお願いします。

(雲尾委員長)

この基本方針は条例化しないということですが、どういう形で出されることになりますか。市のどこに載るかとかそういったような形は、まだ決まってないですか。

(池浦教育部長)

条例化している市もある中で私ども状況を俯瞰した中で1つの基本方針に対する大きな理念形成というところを捉えまして、今後の大きな方向性を基本方針として持つということでお示しさせていただきたいと思います。特に規則とかそういったもので補完するということは、現在、考えておりません。

(雲尾委員長)

条例化すると条例でよそを探せることになりますので、三条市の場合は、例えば市民が見たいと思ったときにどちらを見ればいいのかというところですね。

(池浦教育部長)

これは平行して御検討いただく教育基本方針についても同様でございますけれども、三条市の教育委員会のホームページを御覧いただければ、すぐにアクセスができる形で御用意はさせていただきたいと考えています。

(阿部委員)

1ページ目の2行目の、市のいじめ防止対策協議会(仮称)の設置の中で、問題行動対応部会をあてると書いてありますが、このいじめ防止対策協議会は設置するのですか、しないのですか。

(樋山小中一貫教育推進課長)

設置したいと考えております。改めて新組織として設置するのではなく、既存の、三条市子ども若者総合サポートシステムの中の問題行動対応部会が文科省が例で示す同じようなメンバーで実施しておりますので、それをあてたいと考えています。名称は、問題行動対応部会といじめ防止対策協議会を兼ねる形になろうかと思っております。

(雲尾委員長)

通常どおり、今までと同じように問題行動対応部会が開催される中で、いじめ防止に関することを行うときには、いじめ防止対策協議会という看板で行うということ。

(池浦教育部長)

ちょっと補完します。第1回目の会議でも、ここが焦点になって御説明させていただいた記憶がありますが、今回のいじめ防止基本方針の策定にあたりまして、いじめ防止対策協議会については設置をしていきたいと思っています。三条市は子ども若者総合サポートシステムを持っているわけですが、その中に、問題行動対応部会という組織を設置しているところがございます。組織編成については第1回目の会議でお示しをさせていただいたところかと思いますが、既存としてそういう組織があるものですから、ここと所掌事務もかぶっているという中で、そこの組織をもっていじめ防止対策協議会として設置をさせていただくことにしたいというものです。

(阿部委員)

説明の中では大体わかっているのですが、基本方針というものの形や組織がまだ全然見えていません。条例化はしないし、問題行動対応部会があるからいいと、でも置きますといったときに、方針というのは1つの文章なり、計画案なりが出てくるはずだと思うのですが、このままでは全然まだ見えないので、ただ、説明を聞かせていただきたいと。感想みたいですが、まだ質問もつかめない。そうですね、本当に全然見えません。方針はあるけど見えない。

(池浦教育部長)

御指摘のとおりだと思います。私ども内部の方では共通認識ができているのですが、委員の皆様には具体的なイメージとしてお示しできてないのかなということだと思います。先ほど条例化はしないと申し上げましたが、この基本方針については基本的には条例のイメージを持っていただいて差し支えないと思います。というのは、この資料の2ページ目、ここで骨子案を示させていただいているわけですが、この中で三条市の方向感についてまとめさせてきている。そういったイメージを補完していただく中で、それぞれの項目をこれから詰めていくわけですが、こういったものがしっかりと記載された形で、いじめ対策基本方針として出していくということでお考えいただければなというふうに思ってい

ます。

(廣川委員)

ここまで説明をしていただき、あるいは、この資料を頂く中では、私の中ではどうなっているのか整理されていません。いじめ防止というようなことで、要するに、私、今、人権擁護委員という形でいろいろ見て関わっているのですが、具体的には、例えば、SOSミニレターということで、全国の子どもたちに、全国から手紙が出せるように、日頃、相談できないこととか、あるいは具体的に学校でも相談できないことなど、いろいろ内にこもっているような子どもたちが手紙をとにかく出すと、それを受けて私たちが1週間以内に返事を書くということになるのですが。具体的に重い内容ですと、我々自身ではなかなか書けないことがあって、やっぱり学校との連携の中で、十分、子どもたちに一番いい形でお答えしたいということで学校に出向いていろいろ事情をお聞きしたり、状況等、またお話を伺ったりして、子どもたちが一番辛くならないような返事を出すようにやっておるわけでございます。

その中で、重いものも何回か、私、学校にお邪魔しているのですが、私自身も教員出身でございまして、我々が現役の時よりは、事例を出して子どもさんのことについてお話を聞くと非常にたくさんのご意見を把握しておられて、また、学校でも非常に一生懸命取り組んでおられる中で、我々が質問しても、既に学校で把握されているケースが多いです。それだけ、学校の組織というのは柔軟に対応されているという中で、私は学校を出る時には、ああ、この子どもたちは大丈夫だと。こんなところで先生方に見守られて、先生方の中で生活していれば、絶対にこの子は元気になったらやっていけるのではないかなという、ほっとした感じで学校を出ることは非常に多いです。実際問題、そういう中でそういう日常的な活動というのは学校現場で行われているわけでよね。学校の日常的な活動の中で、そういういじめ等も含めていろいろな防止に関しての態度を示してくれていらっしゃるわけですが。

その中でいじめ防止対策協議会と、こういうふうに出ると、これは、私がこれを捉えたのは、一年間まとめてこういうふうな事例があったと、それは三条市でこういう事例が発生するのはどういうことに原因があるのかとか、いろいろ検討する中で、それじゃあ、それを改善するためにどうしたらいいかというような、いわゆる事例に基づいてのいじめ防止を作成するというふうには私は捉えて。そしてさらに予期しない、非常に重大な事態というのは学校でも、親も含めて全く予期しない枠から発生することがあり得るわけでございまして、そういうものについての重大事態の対応と。したがって、日常的には学校が柔軟に対応しているし、非常によくやっただけのことからすれば、いろいろな問題を捉えて、またより良い対応をするためにというのが、いじめ防止対策協議会の1つの仕事であるのではないかと。そしてさらにそういう突然重大事態が発生した場合には、それなりの組織を作って柔軟に対応すると、このようにいろいろ1、2、3と書いてある組織のことを私なりに捉え

ているのですが、これはどういうものでしょうか。

(樋山小中一貫教育推進課長)

御指摘のとおりでございますが、2つ目の組織は重大事態が起きない前の日常的な対策について、構成メンバー、各諸団体、関係機関の方がいらっしゃいますのでそれぞれの立場でいろいろな施策について御協力いただけますし、重大事態にまで至らないものについての対策についても、警察だとか、各関係機関等がそれぞれの得意分野のところで御協議、御意見いただけるものと思っています。

3つ目、4つ目については残念ながら重大事件が起こった場合、学校と、そして教育委員会、それに関係機関が一緒になって調査する機関でありますし、4つ目はその調査をしたものを市長の方に報告いたしますが、さらに調査する必要がある、または次に起きないためにどうしたらいいか検証するための再調査をする機関になると、このように捉えていただければよろしいのではないかと思います。

(雲尾委員長)

よろしいでしょうか。それでは今のお話をもとにしまして、第2章に移ります。

- ・「第2章いじめ防止等のために三条市及び三条市教育委員会が実施する施策」について
樋山小中一貫教育推進課長が説明

(雲尾委員長)

ただ今説明のありました「第2章 いじめ防止等のために三条市及び三条市教育委員会が実施する施策」について、御発言等がありましたらお願いいたします。

(阿部委員)

このリーフレットはもう使われて、配られているのでしょうか。

(樋山小中一貫教育推進課長)

はい。これは今年度のものです。

(阿部委員)

それで、保護者、家庭用となっておりますが、内容を見ますと学校、家庭、地域が一体となつてとありますが、地域、例えば自治会とか、そういう地域の人に対してはどのような関係になっていますか。これは、学校と家庭にしか配られていないのですか。もうできているのでしょうか。初めて見ました。それから、こういう組織に入っている団体等にも来ていません。

(高橋小中一貫教育推進課指導主事)

6月の段階で各学校に、今年度初めてこのリーフレットを配布させていただきました。実は、このリーフレットにつきましては、先ほどお話が出ました子ども若者総合サポートシス

テムの問題行動対応部会の方で、紙面協議でありますけれども、2回ほど意見交換をさせていただきまして、意見を集約する中で、2回分を改訂して正式なものとして作らせていただいたものであります。おっしゃいますとおり、自治会等の皆様には直接的にはこのプリントは配布しておりません。今後、この内容をまた改訂していくために、学校や家庭から意見をいただきながらより良いものを作成していきたいと考えています。つきましては、ゆくゆくは自治会の皆様にも改訂した内容につきまして今後どんどん情報提供させていただき、あるいはホームページ等に掲載させていただきという形で地域の皆様にお示しさせていただきたいと考えております。

(飯田委員)

関係機関との連携ということになるかと思うのですが、学校では民生児童委員の皆さんとか、人権擁護員の皆さんとの連携を一生懸命やっているわけではありますが、市としてのこの立場の基本方針の中には、その民生児童委員の、この市全体の組織、人権擁護委員会でしょうか、全市、全体の組織との連携というのをどこかに入れた方がいいのではないかなという気がするのですが。

(樋山小中一貫教育推進課長)

例として書かせていただきました。今ほどの御発言にもありましたが、人権SOSも学校と連携しておりますし、また民生児童委員さんも学校訪問とかでお世話になっております。こういった機関との連携も必要と認識しておりますので、是非御意見のように記載させていただこうと思っています。

(廣川委員)

関係機関との連携を先ほどから言われておりますけれども。関係機関で子どもたちのいじめだけじゃないですけれども、諸問題についていろいろ関わっているという事例を、お互い持ち寄って発表するという機会の子ども若者総合サポートシステムですが、そういう場に見られるわけです。ただ、私たちは、こんなことやっているというような1つの事例を発表して、それで終わりじゃないが、ちょっと何かやっているという事例を一応、皆さん、全体でもって問題として協議の場に提供するというところでございますけれども。ただ、これを関係機関の連携からさらに一歩進めて、例えば、自治会とか、町内会との連携がありますけれども、子どもたちは地域の宝であり、三条市の宝でもあるわけですので、そういう連携、具体的にどういうのがあったということで。例えば三条市では、ちょっと今思いついたことであれば、朝、呼びかけ運動を三条市全体でやろうじゃないかということで、それを地域、町内や自治会に協力していただいて、登校時、下校時等に会ったら子どもたちに声かけ運動しようとか、そういう1つの、三条市全体としての方向、働きかけというか、具体的な施策なんていうとオーバーになりますけれども。そういうことをもって協力いただく中で、要す

るに、その中で子どもたちにちょっとこんなことあったよとか、登校の子どもたちのこんな姿が見られたとかいうようなものが、そこからまた学校、あるいはどこかにまた調べられるというような。その先ほどのハイパー何とかってありますけれども、そういうデータだけじゃなくて、日常的な活動の中のいろいろな事例をやはり、いわゆる子どもたちと直接関わり対面している町内会の方々との連携といったものが必要ではないかと、こう思っています。

(池浦教育部長)

大変貴重な御意見ありがとうございます。重く受けとめさせていただいて、何らかの形で今の御趣旨については盛り込んでいきたいなというふうに思っております。

既に御案内のところかと思えますけれども、三条市では6年ほど前から小中一貫教育を主軸としてしっかり小学校、中学校、それから保護者、家庭、地域、これが一体となって取り組んでいます。大きな目的の一つとしては、いわゆる中1ギャップ、いじめ、不登校の減少、全国で限りなくゼロに近づけることも目標づけるとともに、副次的な効果としては学力向上に生かせる。そんな中で各中学校区単位でございますけれども、さまざまな小と中の交流活動、あるいは地域との連携の教育活動、そういった交流活動をやると同時に、先生方の間では交流授業という形の中でリーディング授業をやったり、独自のカリキュラムを作られる中で交流をやっているわけでございます。

子どものあいさつ運動というのは、基本的には9中学校区で取り組んでいるという状況でありますけれども、今、御指摘をいただいてなるほどそうだなというふうに思ったのは、それを逆に地域の方からも目を向けていただく、それを学校側だけではなく、もっと地域、あるいは保護者側の目線としてやるべきだということです。それについても今後のいじめ防止基本方針の策定の中にしっかりと入れていければなというふうに思っています。

(阿部委員)

私を感じますには、ハイパーQ Uのデータ活用の3のところにはソーシャルスキルの尺度がありますが、やはり子どもたちには、私は常日頃から、ここに書いてあるように、教育を通して人格教育といいますか、弱い者とか、小さい者をいたわるとか、そういう教育が本当の意味では一番根本の大事なものだと思っております。ここに書いてあるところを見ると、どこで防止するかについての根本的なものがどこにも示されていない。私はいつまでたっても、この尺度を調べるとか、道徳的なものを教える場所をこの対策の中で謳わなくてもいいのかという疑問が最初から出ていてしょうがないのですが、どうでしょうか。このソーシャルスキルの尺度の中にも、どのくらい身につけているかを調べるとか、そういうのばかりで。では、身につけさせるというのはどこでやるのか、それが私は根本的には、やはりいじめの原因を、一番根本の中で一番大切な人間教育の中で、人のことをいじめて喜んでいるとか、そういうのはいけないということを教えるといったことを作らなくていいのかなというのが実

はさっきから、どこにそれが出てくるのだろうかと思っています。

(樋山小中一貫教育推進課長)

御指摘ありがとうございます。ちょっと触れているのが9番、10番ですが、これはあくまでも教育委員会が学校を支援するための施策でございまして、第3章、小中学校が実施すべき施策の項で、例えば、ハイパーQUの実態がこうだから、それを参考にしながら各学校では、いじめ、不登校を起しにくい環境づくりというか、社会性を育てるための施策、事業、取組を進めていこうということになるかと思っていますし、我々も支援してまいりたいと考えております。御指摘を参考にしながら、記載してまいりたいと考えています。

(飯田委員)

関連して、学校の基本方針というのがありますので、その中には道徳教育の充実であり、教職員自身が子どもを教えるためのカウンセリングだとか、そういう研修を深めようとか、また、子どもたちに対して特別活動があるとか、縦割り班活動であるとか、そういうところで子どもたちに豊かな心を育成するといった、いじめ防止のための取組を各学校がやっています。具体策もいろいろな面で努力しているわけではありますが、市としてそれを盛り込むというのは難しいだろうと私も思いました。先ほどの課長のお話のように第3章のところで、直接子どもに触れる学校が具体的にこういうことをやっているということで解釈していいのではないかなと思います。書いてあるとおり、教育委員会の方が学校に対してこれをより良くするための支援をしていると、そういう方向で示していただいているのでいいのではないかなと考えます。

(雲尾委員長)

法制上は、いじめ防止基本方針、各学校のいじめ防止基本方針を定めるものとするということで、もう既にこの4月から全ての学校はいじめ防止基本方針を定めて動いているのですね。地方公共団体の場合は、定めるよう努めるものとするものなので、まだ努力中でこっちはまだ作っている最中だと。間に合わせてスタートしたところもありますけれども、三条市の場合は総合計画の関係もあってまだ間に合っていないという状況で、今審議をしているということですね。ですから各学校がそれぞれ具体的にはどんなことをやっているのかというところが委員の気にされているところだと思います。

私の学生は、卒論でいじめゼロとかを扱おうとします。それをやるのは簡単ですが、学生に必ず聞くのは、いじめゼロというはどのような状況を描くのかといったときに答えられないのです。ただ、いじめのない学校という、そのマイナス的な表現であって、プラス的に表現するとき、それはどういう学校なのか。つまり、一人一人が何の関わりもなく行動していれば、これはいじめがないのです。そういう殺伐とした学校を作ってもいじめゼロは達成できるわけで。そういうものではなくて、子どもたちは互いが信頼し協力し合って、いじめの

ようなトラブルが起きたとしても自分たちで解決できる力を持った学校を作りたいと、そういうプラス用例としてはどういうものが挙げられるかと常に学生に聞いています。ですから、各学校はそういう方向を目指して努力しますが、一応、国の方針や、県の方針の中でいじめゼロというのが掲げられていますので、それで動かざるを得ないということになっているかと思います。

では第2章に戻りまして、市の行う施策の中でもっと盛り込んでいただきたい部分を考えていただければと思います。

この1から13の順番は、まだ固定ではないのですか。仮に並べているだけで。

(樋山小中一貫教育推進課長)

深くは考えておりませんでした。

(雲尾委員長)

ちょっとあっちこっちに行き来しているので、まとめていただいて。

(樋山小中一貫教育推進課長)

はい、整理させていただきます。

(雲尾委員長)

学校の中のことを支援することがつながりの部分というような形でまとめて、順番を整理していただけると。

とりあえずは一旦第2章を終了いたしまして、第4章に進んで、また時間によっては第2章を再検証するというところで、第4章に進めさせていただきます。

・「第4章重大事態への対処」について

樋山小中一貫教育推進課長が説明

(雲尾委員長)

ただ今説明のありました「第4章重大事態への対処」について、御意見等いかがでしょうか。

(飯田委員)

7ページの重大事態の調査のところ、「教育委員会の調査機関が」となっていますが、おそらく委員会の方ではその場合にはどういう機関から成るよということを腹案でお持ちのことかと思いますが、それらを基本方針ということであれば示しておいて、その事案に応じてこの中から委員を選んで調査機関とするという形を明示した方がいいのかなというような気がいたします。その場になって突然あちこち探してということはありませんので。またこの基本方針に示すということになりますと、例えば学校職員等も目にするわけではありますが、どういう機関からどういうふうに来てもらえるのかというのを明示させ

るのは一種の安心感といえましょうか、気持ち的にと言ったらいいでしょうかね、何かあったときにこういう機関から来てもらえるのだというのははっきりしていいのではないかなという気がいたします。

(樋山小中一貫教育推進課長)

素案を示す中でわかるように書きたいと思っているところですが、今現在、教育委員会の指導主事、それとその事案に応じて必要だろうと思うメンバー、もしくは力を貸していただけるのではないかとされる関係機関。普段から顔の見える連携をしているところもございますので、そこからメンバーを選定して、問題に対処していきたいと考えているところであります。次回は構成する機関を明確にして提案させていただきます。

(雲尾委員長)

その調査組織の下の③の説明責任ですけれども、「いじめを受けた児童生徒、またはその保護者」とありますが、これは、「及び」あるいは、濁すとすれば「や」ですね。

(樋山小中一貫教育推進課長)

はい、すみませんでした。

(阿部委員)

6ページの②のところに、定義は文科省からあるのか知りませんが「不登校の定義を年間30日」、これはいいのですが、「児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合」、この一定期間というものはどのくらいの期間なのでしょう。大抵、自殺したいという子どもたちを見ていると、始めの30日のあたりは欠席していないのです。もっと短い間、その一定期間というのは勝手な一定期間ですか。例えば1週間、10日という決まりはないのでしょうか。

それから、もう1点は、大変、ありがたいなと思っているのが、9ページの(2)の「いじめを行った児童生徒及び保護者への対応」が付け加えられたことです。実は私は保護司もしておりますので、大体、大きくなってから何かと私たちのところに来るのは、大変。今はやんちゃという言葉で言っていますが、やんちゃなんてものじゃなくて大変ですが。その人たちと話しますと、いじめた子にもそれなりの理由があるのです。ただ面白くないからといっても、理由はあるのです。ですから、この子たちに対してもちゃんと対応してもらうのは大変いいことだと私は思いますが、いじめられた生徒に対しては①にも教員やスクールカウンセラーと書いてあります。⑦にもスクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカーとありますが、このいじめを行った児童生徒には誰が対応するのか、それがこちらにはないですね。いじめられた人にはスクールカウンセラーや、ソーシャルワーカーや、先生方が一生懸命になってくれるけど、いじめた方には、誰が認識させるのかと。大抵今現実に見ていますと、いじめた方の方はほったらかされていますよね。逆に言うと親が悪いとか。確か

にいいことしているわけじゃないから、いいけれども。この対応を書いて下さったのは大変いいことですが、それには誰が当たるかというのがここにはない。この2点です。

(雲尾委員長)

では、6ページの1(1)、②をお願いします。

(高橋小中一貫教育推進課指導主事)

1点目として御指摘いただきました一定期間の欠席ということではありますが、まさに御指摘のとおりでございまして、その事案、事案によりまして個々の子どもの置かれている状況が違います。例えば、ある一定期間として10日という1つの目安をつけたとしても、実はその前に連続して3日欠席していることがありますとか。さらにその前には2日欠席していましたとか、いうふうな断続的な欠席も事案として十分に考えられます。そうしますとこの場ではどの事案がどういった形で何日休んで一定期間というふうな基準というものはなかなかつけられないというのが実際のところでございます、個々の事案に応じた形で学校が教育委員会に報告する中で個々の実態をしっかりと見極めながらこれは重大事態であると、一定期間の欠席が認められるということとその都度判断をしていきたいというふうに考えております。ただ、欠席が一定期間ではないから重大事態ではないとか、逆にそういう短絡的な見方も決してするつもりはございませんので、このように考えています。

(雲尾委員長)

今のところで、この「欠席しているような場合」の、「ような」の中に、例えば保健室登校がいじめにならない場合等も入るかどうか。要するに欠席はしていない、しかし教室には入れないというような。

(高橋小中一貫教育推進課指導主事)

当然、その場合につきましては、集団の不適応状態を起こしているわけですので、それは1つの欠席と同じ状況にあると判断する事案もあろうかと思えます。それはやはり、その事案に応じた形で状況を見極めながら判断していきたいと思えます。ですので逆に言いますと、保健室に登校しているのに、欠席ではないから重大事態ではないとか、そういう判断にはならないということでございます。

(阿部委員)

この質問をした理由は、この文章からですと、私、大変その現実の実態をわきまえないで言っているみたいですがけれども、できたらなるべく早く気付いてほしいというようなものが感じられないから。ただ30日はちゃんと出しているのに、あと、こちらの方はすごく曖昧なもので、いつも手遅れにならないようにという気持ちがあるものですから、質問をしたのです。今の御説明を聞いていればわかりますが、何かこの文章の中で早期に対応するとか、できるだけ早く発見してあげるとか、そういう何かがあれば今のような質問はしなかったと思

います。何かこれだと30日あるけど、あとはどうなんだろうと考えて、何か起きたら初めて動こうかとかとれなかったのです。

(高橋小中一貫教育推進課指導主事)

大変ありがたい御指摘かなと思っております。この30日とか、一定期間という文言につきましては、文部科学省の基本方針にある文言を活用させていただいておりますので、こういう形になっているのですが、三条市独自の基本方針として今御意見いただいたことをこちらの方でまた精査させていただきまして、適切な文言が策定できるとありがたいなと考えていますので、是非また御意見を頂戴したいと考えています。

(雲尾委員長)

例えば、もう「一定期間」というのを取ってしまって、一人の生徒が連続して欠席しているような場合の、連続が例えば1週間なのか、2週間なのか、その幅が結局一定期間と同じ、連続してだともとれますので、一定期間というところちょっと様子見の雰囲気が出るよりはいいかもしれないですね。

(阿部委員)

連続してなら結構だと。

(雲尾委員長)

内容としては同じになります。

(遠藤委員)

私もやっぱり、その不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするというのは入れない方がいいのではないかと、文科省の方に入っているとも思われます。是非そのような方向でしていただけたらありがたいです。

(雲尾委員長)

では、2点目の9ページですね、4の(2)について、またお願いします。

(高橋小中一貫教育推進課指導主事)

いただきました御指摘も、こちらもおとりでございまして。いじめの加害側になってしまった児童生徒のその背景にもやはりいろいろな問題や家庭があるということは、いずれも私たちが考えていかなければならない問題です。ただ、いじめを受けた児童生徒及び保護者の対応のところは手厚く書かせていただいた理由としては、いじめを受けた側については、徹底的に最優先でケアをしていかなければいけないという意味がここに込められているということをおまづ御理解いただきたいと考えております。

その上に立って、いじめた側への指導、そしてその指導の後、そのいじめた背景を十分に調査しながら、当然子どもたちの人格のより良い形成のためにスクールカウンセラーが入るときもありますし、スクールソーシャルワーカーが入るときもありますし。そういったこと

を十分に考えていくものであります。御指摘いただきましたように加害側の子どもたちの成長を促すための仕組みについても、また記述すべきところをしっかりと明記した方がいいのかなと考えているところであります。

(飯田委員)

8ページで、この後を聞くと案1か、案2かということで話し合いが行われると思うのですが、その前に、案1に市が既に設置している第三者を含む組織等とありますが、例えばどういう組織なのかをお知らせいただければと思うのですが。

(高橋小中一貫教育推進課指導主事)

調査の組織についてですが、これは市長の再調査による組織であって教育委員会の調査組織ではないので、市長部局の設置する調査組織になってまいります。そうしますと、これまで、例えば三条市安全安心暮らしづくり協議会が組織されております。その組織がすぐ調査組織になるということではないのですが、そういった組織の方々から人選して調査組織を作り上げる、活用するということを意味しておりまして、現在設置されている組織をそのまま活用されるということではないのですが、そういったところから人選する、活用されるということをイメージしております。

(飯田委員)

そうしますと、ここに、案1、案2と示されているわけですが、案1ではないということになるのですか。

(池浦教育部長)

今日は骨子をお示しするという中で、一点目に御指摘いただいた、市長部局の方で設置している第三者委員会的なものがどの程度あるのか、それで代用できるかという案は、姿勢としてこのところの差を作っていないところでございます。今ほど担当指導主事の方で申し上げましたが、方法として、今でも使えそうな組織も、ないわけではないだろうと。ただ、そういったものをそのまま活用するか、あるいはこのときにあえて何らかの形でしっかりとした第三者委員会的なものを作ることでお願いをするのか。そこについてこれを案1、案2にて分けさせていただいております。この案1の部分でいえば、これにぴったりあてはまるものがあるのかという問題には、具体的にしかねるという感じでありますので、方向として今あるものを手本的に活用していくという形でいいとか、あるいはそのために大きな下部組織を必ず設置してもらった方がいいのかという時点でお考えいただければなと思ってます。

(樋山小中一貫教育推進課長)

3ページ目、ちょっとおはぐりいただけますでしょうか。この案1は今の既存のいろいろな団体の関係機関の方々を必要に応じて市長のもとに集め、調査機関をその場で設置すると

どうか、重大事態の再調査の必要があったら設置する。案2があらかじめ、この人、この人ということで機関を作っておいて条例で設置する、これが最初の提案でございました。それで先ほどの8ページ目にあるのは少しニュアンスが変わってしまいましたが、同じことを考えて示したものでございますので、最初の協議の観点ではこの3番、ないしは表紙のところで、また具体的にきちんと整理して再提案させていただきます。

また先ほどから言っておりますけれども、細案ができて、こういうメンバーでこういう組織が必要であるという提案でないと、判断がつかないとおっしゃられる御意見もございましたので、次回はそういった形で提案させていただこうと思っています。

(雲尾委員長)

そのほかいかがでございましょうか。

子どもいじめ防止基本方針にもはっきり書かれてないのでここで急遽対応できるかどうかわかりませんが、基本的に在籍児童生徒が対象になっていますが、卒業後に調査しなくてはならないようなことが生じた場合は、想定されていません。ここにも書いてないので、こちらで想定するのは難しいわけでありまして。対応したその時に、その子どもたちがいる学年、そのまま年度内に解決する形で想定はされていますが、小学校6年から中学校に上がる場合になるのですか、中学校3年の事案がそのまま卒業につながってしまうことも、この後みんなばらばらになってしまうこともあり得るわけですよね。そういったようなことを、どうしましょうか。

(高橋小中一貫教育推進課指導主事)

これも実は非常に難しいところですが、難しいというよりも基本的にその事案が発覚した場合については学校が調査するということが大原則であります。その調査の結果どこに原因があったのかということの小中学校内であれば小中学校がさかのぼって徹底的に調査をして報告をしていくという義務があらうかというふうに考えておりますので、そういったところで基本的な姿勢として考えていただければ。ただ、例えばの話、元々が中学校で発端したものであったのですが、今現在高等学校の生徒になっています。対応は高等学校でやっていますという部分につきましては、これもやはりケースバイケースですが、教育委員会、中学校と高等学校、その連携の中でどのような形で対応していくか、これをまた検討していかなければならないのかなというふうに考えております。基本的に事案が発覚したときには必ず連携をしながら調査をしていくというスタンスは、三条市に限らずどの学校でも通っていかなければならないスタンスだというふうに考えております。逆に、そういったところをしっかりとこの方針の中に記載すべきであるかどうか。記載するとなりますと、具体的な形で記載しないとまたわかりづらくなる場所もあらうかと思うのですが、それもまた是非御意見をいただければありがたいなというふうには思っています。

(飯田委員)

今、小中学校を卒業した子の話が出ましたが、先ほど阿部委員の方からも、いじめの防止の対処的なものではなくて、もっと心の教育だと、そういう面だというお話がありました。幼稚園、保育園、これを抜きにしては考えられないのではないかなというのはずっと思っていました。ですから今回の場合、いじめが出た場合ということで中心的に書かれているわけですので、どちらかという幼稚園、保育園の段階でいじめや事件という形で出てくるのは少ないのですが。中学校のいじめの芽は小学校にあり、小学校のいじめの芽は幼保にありという気持ちはずっとあるのですが、何か三条市として独自に、幼稚園、保育園に対して委員会として、または市としてこういう取組をしていくというのは、この流れの中に入れるのは難しいかもしれませんが、あってもいいのではないかなというのをすごく感じていました。既にいろいろな面で幼保との取組を進めていらっしゃるわけでありますので、それらをまとめる中でいじめに関する内容のことを、やっぱりこの基本方針の中に入れていく必要があるのではないかなというのを強く感じています。

(池浦教育部長)

関連でお答えするような形になってしまって大変恐縮ですが、今、御指摘をいただいたとおり、平成20年度から三条市では教育委員会組織を変えております。それまでは生涯学習、あるいは生涯スポーツといった社会活動というのは、文科省と同じような形の中で私どもも組織してまいりました。平成20年度からは子どもというキーワードの中で、マタニティーの段階から義務教育終了まで、それから、若者に関連のあるものをしっかり統括する組織になっています。その中で御指摘のあった部分でございますけれども、幼保小の連携、これは安心わくわくプログラムとか、そういうものに関わっている方もいらっしゃいますが、そういった中で小学校と、それから幼稚園、それから保育園をつなぐものをソフトウェアとしても充実をさせてきたところでございますし、その全体をつなぐものとして、先ほどからお話が出ている子ども若者総合サポートシステム、この中でしっかりとつないでいきたいと思いますという組織などもあるところでございます。お答えになるかどうかわかりませんが、そういったものをよりちゃんとして、例えばいじめの面からも幼保小の段階からしっかり見てみるという意味では、今ちょうど総合計画の話を最初にさせていただきましたが、合わせて新すまいるプランと言いまして、次世代育成の関係の計画を、これは子育て支援課の方でも作成をしているところでございますので、その委員会も、子ども未来委員会といいますが、そこも平行して同じようなことについて検討させていただく形になりますので、今ほど阿部委員からも御指摘のあった点について、そちら側からもアプローチできるようなことを考えていきたいなというふうに思っています。よろしくお願ひします。

(白鳥委員)

今のお話でちょっと申し上げたいことがありまして、いじめに関しては私たちPTAの方に細かい事案の相談が結構な数で上がってくるのです。問題だと思っているのは子どもたちじゃなくて、親とか、学校の体制とかの方がやっぱり問題だなあと考えていて。いじめが起こる温床になっているのは親の態度だったりするので。それを、結構、小学校、中学校の子どもを持っている親は何を言ってもあまり変わりませんが、それこそ幼稚園、保育園に入る子どもを持っている親は、きちんと親としての教育を指導してもらおうと家庭教育をきちんとできる。まだ学ぼうという意識が高いと思うので、その頃に親の教育と一緒に組み込んでやった方がいいのではないかと考えています。

また、1件、中学校の部活でいじめがありますという相談があって、それをある学校に問い合わせをしてもらい、当事者の子どもの話をその日に聞いたら、「あ、そういうことありましたけど、もう解決しました」と回答されたということがありました。終わっていますと学校から報告を受けてしまったら、こっちはもうどうにも動けないので。それも結局、大人がきちんとそのいじめに対して、フットワークよくいじめが起こっているという状況をきちんと把握できたのか、できなかったのかというのもあるし。いずれにしても子どもは結構意識が高く、いじめに関して、もういじめちゃいけないとわかっているが、結局、家に帰ったら、お母さん同士がどこかの家の悪口を言ったりすると、それもやっぱり聞いて育ってしまうから。そういうところを直していった方がよほど対策になるのではないかなということ、PTAのみんなでも話していたので、幼稚園、保育園の時にそういう子どもを持っている親に対して地域全体での取組をすることによってかなり効果があるのではないかなと考えているということで申し上げました。

(雲尾委員長)

4ページですかね、第2章の2の5の啓発活動の内容にそういった親教育が求められるのではないかと御意見かと思えます。私も就学時健診の時に家庭に行って保護者にお話を聞くときに、いじめをゼロにするのは不可能かもしれませんが、いじめられない子にはなれないが、いじめない子にはなれる。だからこの学年のみんながいじめをしない子になれば、この学年の中ではいじめはなくなりますというような提案はしているのですね。だからそのためにはというお話はしているので、そういう方向で小さい段階から見てください。先ほどの飯田委員がおっしゃったように、例えば幼稚園では、けんかなのか、遊びなのかわからないので、表面的に仲良くしなさいという指導だけが行われると、結局、いじめとして行っていた行為自体、その思い自体は残ってしまう。それは全然解決になっていないという状況ですよ。そういったことをいかに小さい段階からなくしていくのかといった啓発的なものが必要だろうという御意見かと思えます。ありがとうございました。

そのほか、いかががございましょうか。第4章に限らず、今のように第2章の方でも御意

見がございましたら伺えればと思います。

(阿部委員)

8ページの小さい字の3の(3)に、「市長及び教育委員会は、検証の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において」と書いてあって、片方は市長個人ですが、その次は教育委員会となっているのですが、教育委員会という組織が「自ら」という言葉にあてはまるのですか。ここは新教育長とか、今度教育委員長になるのか、教育長、新教育長になるかわかりませんが。これって、個人の責任みたいな文章なので。市長と並べたときに一般的に教育委員会という組織は複数ですよ。

(雲尾委員長)

合議体として一つの組織です。

(阿部委員)

だから、この(3)の場合は、自らの権限及び責任においてというのは、市長と並べたときは、これも代表の表現の方が文章としては通りやすいととるのか、これでいいのか、ちょっとわかりませんが。今度新教育法で、教育委員長と、教育長が一緒になるでしょう。ですからここは代表の、教育長とか、教育委員長が「自ら」だと思っただけですが。何か片方が個人なんだけど、片方組織、どっちが。

(池浦教育部長)

今現在文科省の方で法改正がなされています。我々も4月からの新教育長制度を踏まえて、そういった方向でもいいのではないかと御提案だと思っただけですが、今現在私どもがその猶予期間の中でどういった点をとるのか。確かに今後は来年の4月1日から新教育長制度となりますけれども、猶予期間ということで今の教育長の任期期限については従前のおりというようにも示されているところがございます。それを踏まえた場合に、この御指摘の骨子については我々も4月から実施したいという中では、この教育委員会という趣旨の中で表現については留めさせていただきたいと思っただけです。

(雲尾委員長)

そのほかいかがでございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、当然完成ではございませんので、また疑問や御意見等ございましたら、随時お伝えいただければ新しい骨子案にまた盛り込んでいただいて、次の回にまた出していただければと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、以上で協議事項については終了といたします。では、次回の日程についてですが、お願ひします。

(笹川教育総務課長)

大変どうもありがとうございました。次回の検討委員会の日程でございますが、雲尾委員

長と先ほどお話をさせていただいて、一応、日程的には10月の上旬にという形で考えさせていただいております。ただ、御協議いただく内容について、本日いただいた御意見等で修正がありますし、また、先ほど部長の方からお話がありましたが、総合計画の進捗状況によってまた皆様方にお示しするタイミングが本当に合うかどうかというところが非常に心配しているところですが、その中でお示しできるようであれば10月の上旬ということで予定をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(雲尾委員長)

今後の予定等がありましたら、何か委員の方から追加でございますでしょうか。ございませんでしょうか。

ありがとうございました。各学校では既にいじめ防止基本方針を定めて動いているというのは先ほど申しましたが、私も来週月曜日に中学のPTA会長をしておりますので、その中学校区の連絡協議会があり、大学の会議があるので欠席と伝えてありますが、4ページ、5ページぐらいのしっかりしたものをやはり各学校作っていらっしゃって、十分臨んでいらっしゃる。ただ、やはりそれだけではなくバックアップするものが必要ですし、市全体でいろいろな啓発活動、先ほどおっしゃったように学校単独ではなかなかできないことがございます。そういったようなところで全部うまくとりまとめて、こちらの方で進めていければと思っておりますので、またいろいろなところで、いろいろなことをお伺いして、次の会にも反映させていただけると思っておりますので、これからもよろしく願いいたします。

以上で今日は閉会とします。

9 閉会宣言 午後3時05分